

一般財団法人住宅金融普及協会
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条又は
第36条に基づく認定に係る技術的審査業務規程

制定 平成28年3月30日住協規程第18号

改正 平成29年3月27日住協規程第3号

1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この技術的審査業務規程(以下「規程」という。)は、一般財団法人住宅金融普及協会(以下「機関」という。)が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第30条第1項に基づく認定(以下「性能向上計画認定」という。)又は法第36条第1項に基づく認定(以下「表示認定」という。)に係る、それぞれの認定基準への適合に係る技術的審査(以下「技術的審査」という。)の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、性能向上計画認定又は認定表示に係る基準への適合性について、公正かつ適確に実施するものとする。

(技術的審査の実施機関の原則)

第3条 技術的審査を実施できる機関は次のとおりとする。

- (1) 審査対象が住宅の場合は、登録住宅性能評価機関が技術的審査を実施するものとする。
- (2) 審査対象が非住宅の場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的審査を実施するものとする。
- (3) 審査対象が住宅及び非住宅を含む複合建築物(以下「複合建築物」という。)の場合は、住宅部分については登録住宅性能評価機関が、非住宅部分については登録建築物調査機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的審査を実施するものとする。

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第4条 技術的審査を行う時間・休日、事務所の所在地、業務区域、建築物の用途に応じた業務範囲等は次による。

- (1) 審査対象が住宅の場合は、一般財団法人住宅金融普及協会住宅性能評価業務規程によるものとする。
- (2) 審査対象が非住宅の場合は、一般財団法人住宅金融普及協会登録建築物エネルギー消費性能判定機関業務規程によるものとする。
- (3) 審査対象が複合建築物の場合は、住宅部分については一般財団法人住宅金融普及協会住宅性能評価業務規程に、非住宅部分については一般財団法人住宅金融普及協会登録建築物エネルギー消費性能判定機関業務規程によるものとする。

第2章 性能向上計画認定に係る技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第5条 所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者

(以下「代理者」という。)は、機関に対し、次の各号に掲げる図書(以下「技術的審査用提出図書」という。)を、正副2部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式1号の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書(以下「依頼書」という。)
- (2) 建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る法律施行規則(平成24年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)第1条第1項で定める認定申請書(別記様式第一)
- (3) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等(規則第1条第1項の表に定める図書その他機関が技術的審査のために必要と認める図書(以下「技術的審査添付図書等」という。))

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第6条 依頼者は、第11条に規定する適合証の交付を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合において、機関に変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者は機関に対し、次の各号(機関において直前の技術的審査を行っている場合にあっては、(3)を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式3号の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る技術的審査依頼書
- (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
- (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

(技術的審査の依頼の受理及び契約)

第7条 機関は、第5条又は第6条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第4条の業務を行う区域内であること及び建築物の用途が、審査対象の建築物用途であること。
- (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 機関は、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却する。

4 機関は、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者と機関は別紙の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査業務約款(以下「技術的審査業務約款」)に基づき契約を締結したものとする。

5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると機関が認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに機関に提出しなければならない旨の規定
- (2) 依頼者は、機関が性能向上計画認定に係る認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 別記様式2号の適合証の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、双方合意の上定めた期日までに機関に変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと機関が認める場合にあっては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
- (4) 機関は、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日(以下「業

- 務期日」という。)を定める旨の規定
- (5) 機関は、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
 - (6) 機関は、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
 - (7) 依頼者が、その理由を明示の上、機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると機関が認めるときは、機関は業務期日の延期をすることができる旨の規定
 - (8) 機関は、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
 - (9) 機関は、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

- 第8条 依頼者は、前条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届(別記様式6号)を機関に提出する。
- 2 前項の場合においては、機関は、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却する。

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

- 第9条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行うものとする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

- 第10条 機関は、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第20条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。
- 2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。
- (1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。
 - (2) 技術的審査を依頼された建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上計画認定に係る認定基準に適合しているかどうかを確認する。
 - (3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が性能向上計画認定に係る認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。
- 3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めるものとする。

(適合証の交付等)

- 第11条 機関は、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上計画認定に係る認定基準に適合すると認めたときは、別記様式2号((第6条による依頼の場合は別記様式4号の適合証(変更))を依頼者に交付するものとする。
- 2 前項の適合証の交付番号は別表1「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された)適合証交付番号を記載するものとする。
- 3 機関は審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上計画認定に係る認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書(別記様式5号)を依頼者に交付するものとする。

第3章 認定表示に係る技術的審査の業務の実施方法

第 1 節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

第 12 条 依頼者又は代理人は、機関に対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を、正副 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式 7 号の建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）
- (2) 規則第 7 条第 1 項で定める認定申請書（様式第五）
- (3) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等（規則第 7 条第 1 項の表に定める図書（設計内容説明書を除く。）その他機関が技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という。））

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第 13 条 依頼者等は、第 18 条に規定する適合証の交付を受けた建築物のエネルギー消費性能を変更する場合において、機関に変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者等は機関に対し、次の各号（機関において直前の技術的審査を行っている場合にあつては、(3)を除く。）に掲げる図書を、正副 2 部提出しなければならないものとする。

- (4) 別記様式 9 号の建築物のエネルギー消費性能の変更に係る技術的審査依頼書
- (5) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
- (6) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

(技術的審査の依頼の受理及び契約)

第 14 条 機関は、第 12 条又は第 13 条の技術的審査の依頼があつたときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第 4 条の業務を行う区域内であること及び建築物の用途が、審査対象の建築物用途であること。
- (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 機関は、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 依頼者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者等に技術的審査用提出図書を返却する。

4 機関は、第 1 項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者等に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者等と機関は別紙技術的審査業務約款に基づき契約を締結したものとする。

5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 依頼者等は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると機関が認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに機関に提出しなければならない旨の規定
- (2) 依頼者等は、機関が性能向上認定に係る認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 別記様式 8 号の適合証の交付前までに、依頼者等の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者等は、双方合意の上定めた期日までに機関に変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと機関が認める場合にあつては、依頼者等は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定

- (4) 機関は、業務期日を定める旨の規定
- (5) 機関は、依頼者等が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) 機関は、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 依頼者等が、その理由を明示の上、機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると機関が認めるときは、機関は業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) 機関は、依頼者等の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (9) 機関は、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

第15条 依頼者等は、前条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届(別記様式12号)を機関に提出する。

2 前項の場合においては、機関は、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却する。

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

第16条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行うものとする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

第17条 機関は、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第20条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。

2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

(1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。

(2) 技術的審査を依頼された建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上認定に係る認定基準に適合しているかどうかを確認する。

(3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が認定表示に係る認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者等に説明を求めるものとする。

(適合証の交付等)

第18条 機関は、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物のエネルギー消費性能が認定表示に係る認定基準に適合すると認めたときは、別記様式8号((第13号による依頼の場合は別記様式10号の適合証(変更))を依頼者等に交付するものとする。

2 前項の適合証の交付番号は別表2「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号を記載するものとする。

3 機関は審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物のエネルギー消費性能が認定表示に係る認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書(別記様式11号)を依頼者等に交付するものとする。

第4章 技術的審査料金

(技術的審査料金)

第 19 条 機関は、技術的審査の実施に関し、別に機関において定める技術的審査料金を徴収することができる。

- 2 機関は、前項の技術的審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。
- 3 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第 5 章 審査員

(審査員)

第 20 条 機関は、次に該当する者（以下「審査員」という。）に技術的審査を行わせるものとする。

- (1) 住宅にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品確法」という。）第 13 条に定める評価員（機関の職員以外に委嘱する評価員を含む。以下同じ。）で、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出について利子記を有する者、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者
 - (2) 非住宅にあっては、法第 45 条に定める適合性判定員で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者
 - (3) 住宅及び非住宅を含む複合建築物にあっては、住宅については（1）の審査員、非住宅部分にあっては（2）の審査員
- 2 第 1 項（1）に定める審査員の技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品確法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。

(秘密保持義務)

第 21 条 機関の役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 6 章 技術的審査の業務に関する公正の確保

(技術的審査の業務に関する公正の確保)

第 22 条 機関は、機関の役員又はその職員（審査員を含む。以下本条において同じ。）が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないものとする。

- 2 機関は、機関の役員又はその職員が、技術的審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該住宅に係る技術的審査を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 機関は、その役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが当該機関の役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないものとする。
 - (1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合
 - (2) 技術的審査の依頼に係る住宅について、前項の（1）から（4）までのいずれかに掲げる業務を行った場合
- 4 審査ミスや不正審査を抑制するために、協会の行う監査を受けるものとする。

第 7 章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

第 23 条 機関は、次の(1)から(8)までに掲げる事項を記載した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条に基づく認定に係る技術的審査業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

- (1) 依頼者等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる建築物の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第 11 条第 1 項の適合証の交付番号
- (8) 第 11 条第 1 項の適合証の交付を行った年月日又は第 11 条第 3 項の通知書の交付を行った年月日

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

第 23 条の 2 機関は、次の(1)から(8)までに掲げる事項を記載した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条に基づく認定に係る技術的審査業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

- (1) 依頼者等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる建築物の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第 18 条第 1 項の適合証の交付番号
- (8) 第 18 条第 1 項の適合証の交付を行った年月日又は第 11 条第 3 項の通知書の交付を行った年月日

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 24 条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 23 条第 1 項の帳簿及び第 23 条の 2 第 1 項の帳簿 技術的審査の業務を廃止するまで
- (2) 第 5 条第 1 項、第 12 条第 1 項の技術的審査用提出図書(所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。)及び第 11 条第 1 項、第 18 条第 1 項の適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から 5 事業年度
- (3) 機関が法第 30 条又は法第 36 条に基づく認定に係る審査業務の全部を廃止した場合において、廃止した業務を継承する機関がある場合は、帳簿及び書類の保管を引き継ぐ。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第 25 条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあつては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー

等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、前条（１）に規定する帳簿への記載事項及び前条（２）に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

（事前相談）

- 第 26 条 依頼者等は、技術的審査の依頼に先立ち、機関に相談をすることができる。この場合において、機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

- 第 27 条 機関は、電子情報処理組織による技術的審査の依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（国土交通省等への報告等）

- 第 28 条 機関は、公正な業務を実施するために国土交通省等から法第 30 条又は法第 36 条に基づく認定に係る業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

（附則）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 3 条に規定する登録建築物調査機関は平成 29 年 3 月 31 日まで技術的審査を実施することができるが、登録建築物エネルギー消費性能判定機関は平成 29 年 4 月 1 日から技術的審査を実施することができる。
- 3 第 20 条（１）に規定する審査員は、平成 28 年度中に限り、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）第 76 条の 9 に定める調査員（機関の職員以外に委嘱する調査員を含む。）で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者を含む。
- 4 第 20 条（２）に規定する審査員は、平成 28 年度中に限り、一定の資格を有するもの（建築基準法第 5 条第 1 項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士、同法第 20 条第 5 項に規定する建築設備士）を対象とした第三者機関が実施する講習の課程を修了した者又は省エネ法第 76 条の 9 に定める調査員（機関の職員以外に委嘱する調査員を含む。）で、かつ、第三者が実施する技術的審査に関する研修を受講した者を含む。

（附則） この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、17桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○-○○-○○○○-○-○-○○○○○』

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（国土交通省登録番号とは異なる）
4桁目	1：登録住宅性能評価機関のみの業務を実施 2：登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施 3：登録住宅性能評価機関及び登録エネルギー消費性能判定機関の業務を実施
5～6桁目	登録住宅性能評価機関又は登録エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
7～10桁目	適合証交付日の西暦
11桁目	1：新築 2：増築、改築、修繕、模様替 3：空気調和設備の設置 4：空気調和設備の改修 5：その他
12桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等での建築物申請 3：共同住宅等での住戸申請 4：住戸と非住宅の複合用途での建築物申請 5：住戸と非住宅の複合用途での住戸申請 6：単独用途の非住宅 7：複数用途の非住宅
13～17桁目	通し番号（12桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

※住戸と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、1～3桁目及び5～6桁目の付番は、登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとする。

別表 2

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○-○-○○-○○○○-○-○-○○○○○』

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（国土交通省登録番号とは異なる）
4桁目	1：登録住宅性能評価機関のみの業務を実施 2：登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施 3：登録住宅性能評価機関及び登録エネルギー消費性能判定機関の業務を実施
5～6桁目	登録住宅性能評価機関又は登録エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
7～10桁目	適合証交付日の西暦
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等での建築物申請 3：住戸と非住宅の複合用途での建築物申請 4：非住宅建築物
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

※住戸と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、1～3桁目及び5～6桁目の付番は、登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとする。

別表3 技術的審査料金（第19条関係）

以下の料金表は、依頼者（認定申請者）から技術的審査の依頼を受ける場合の料金とする。ただし、所管行政庁からの依頼による場合は、行政庁と契約した料金とする。

第1 技術的審査の基本料金は、下表に掲げる金額に消費税を加えた額とする。

一 建築物の一部又は全部の用途が住宅の場合は、当該部分について以下のとおりとする。

（税抜金額 単位：円）

建て方形式	分類	料金
一戸建ての住宅	下記以外の場合	50,000
	性能評価書の取得又は一次エネルギー消費量、外皮性能についての審査が省略できる場合（注1）	30,000
共同住宅	下記以外の場合 基本料金＋戸当たり料金（注2）	基本料金 50,000＋ 5,000×対象住宅戸数
	性能評価書の取得又は一次エネルギー消費量、外皮性能についての審査が省略できる場合（注1）	基本料金 30,000＋ 3,000×対象住宅戸数

注1） 評価書等（設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書・技術的審査適合証、フラット35S適合証明書（省エネルギー性））の結果を活用し、審査を省略できる場合。ただし、評価書等の内容と異なる性能である場合は一般料金とする。

注2） 共同住宅の場合で、1住戸単位で申請する場合は、上表にかかわらず、一戸建て住宅の料金を適用する。

注3） 共同住宅で、共用部分の評価を申請する場合は、1,000円×住戸数を共用部分の評価料金とする。

二 建築物の一部又は全部の用途がホテル等、病院等、集会所等、及びこれらを含む複合用途の場合は、当該部分について以下のとおりとする。

（税抜金額 単位：円）

評価手法	対象床面積						
	1,000 m ² 以下	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以下	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	20,000 m ² 超 50,000 m ² 以下	50,000 m ² 超
標準入力法							
主要室入力法	200,000	250,000	300,000	350,000	400,000	550,000	750,000
モデル建物法	100,000	120,000	150,000	180,000	240,000	300,000	400,000

三 建築物の一部又は全部の用途が前号以外の非住宅の場合は、当該部分について以下のとおりとする。

(税抜金額 単位：円)

評価手法	対象床面積						
	1,000 m ² 以下	1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	2,000 m ² 超 5,000 m ² 以下	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	20,000 m ² 超 50,000 m ² 以下	50,000 m ² 超
標準入力法							
主要室入力法	150,000	180,000	200,000	250,000	300,000	350,000	500,000
モデル建物法	80,000	100,000	120,000	150,000	180,000	200,000	250,000

四 事前相談等に要する費用を別途請求できるものとする。

第2 法第30条第1項第2号及び第3号に係る技術的審査料金（税抜）

法第30条第1項第2号（基本方針）に係る技術的審査料金は一律50,000円、法第30条第3号（資金計画）に係る技術的審査料金は一律20,000円とする。

第3 計画変更に係る技術的審査料金（税抜）

非住宅にあつては第1の一及び二の表の金額に0.5を乗じた金額とし、住宅にあつては変更（第1及び第2に関する変更を含む）に係る住戸1戸当たり3,000円とする。ただし、協会以外の検査機関において適合証が発行された計画変更については、本項を適用せず、新たな依頼とみなして料金を適用する。

第4 技術的審査料金の減額

型式認定・製造物認証等を受けている場合、多くの申請が見込める場合、審査の合理化が図れる場合、その他協会が必要と認めた場合は、料金の減額をすることができる。

第5 再交付料金（税抜）

適合証記載事項のうち、技術的審査が不要な事項の変更等により適合証を再発行するときの料金は、1通につき3,000円とする。